

公開月例研究会講演記録〈第202回（10月12日）〉——

「高齢者の財産管理」 — 高齢者の財産をいかに安全に守るか —

弁護士
城口美恵子

きょうは「高齢者の財産管理」というテーマで、実務で取り扱った例などを挙げながら、ざっくりばらんに話をさせていただければと思っています。

高齢者といえますと、私たちの親の年代ですと、60歳の還暦ともなればかなりの歳だなあと感じましたけれども、いま自分のことを考えると、私も今年62歳になりますが、「まだまだ高齢者じゃない。65歳、あるいは70歳ぐらいにならないと高齢者とは言ってほしくないな」という感じがしないでもありません（笑）。

高齢化社会は急速な勢いで進んでおりまして、あと数年経つと4人に1人は65歳以上の高齢者という比率になります。それと同時に、痴呆性高齢者や寝たきり高齢者の増加、あるいは40代ぐらいからの若年性アルツハイマーとか痴呆症も徐々に増加する傾向にあります。

また、少子化ということが叫ばれて数年経ちますけれども、子どもたちはそれぞれが核家族というかたちで生活し、又、老夫婦だけで生活したり、独りで暮らす孤独な高齢者も増えています。

また、有資産高齢者も増えています。女性の場合を例にとりましても一時代前までは、結婚すれば専業主婦となり、自分の固有財産などはほとんど持っていないという人も多かったのですが、だんだん男女とも働く共働き社会になってきて、女性もそれなりの固有財産の蓄えを持つようになりました。親からの遺産相続によってかなりの資産を持つ人も多くなってきています。そういう財産を持っている高齢者が犯罪に巻き込まれたり、財産を取られたり、殺人事件まで起ってしまうよう

なこともあるわけです。さらに、高齢の親を子どもたちの間でたらい回しにするような、高齢者に対する精神的・身体的虐待や権利侵害も多くなってきています。

高齢化社会が進む中で、リタイアした後の老後の生活資金をどのように準備したらいいかというのがついこの間までの問題でした。しかし、人生80年、さらに90、100まで生きられる時代になった今、老後のために備えた財産をどのように自分のために使うかを考えなくてはならない時代に入ってきています。少子化で、子どもは1人か2人という時代にあって、子どもには頼れない、頼ろうとしても、子どもたちも生活が大変ですから、むしろ頼ってはいけない、子どもたちに頼らない、頼ろうと思わないという生き方がこれからは重要になってくるのではないのでしょうか。その代わり、今まで自分たちが働いて得たお金は自分たちのために使うのです。

皆さんに聞くと、やっぱり子どものために財産を残したいという方が多いですけれども、私は、自分で働いて得たお金は自分の代で全部使い切る、子どもたちには何も残さない、夫婦で全部使い切ったときに事切れるというのが一番理想的な生き方ではないかと思っています。現実にはなかなかそううまくはいきませんけれども、そのぐらいの覚悟で生きなくちゃいけない時代になってきているわけです。

高齢者の財産管理をめぐる、よく問題になることを挙げてみましょう。

まず1つは親族が高齢者の財産管理をしている

場合の問題点です。一緒に住んでいる子どもが、親の財産を事実上全部管理しているという場合がありますが、その高齢者の年金等の収入や財産が高齢者のために適切に使われなくて、財産を管理している子どもが自分のために使ってしまうということがよくあります。刑罰的に言えば横領罪に当たります。こういう状況の中で親が亡くなったときには必ず相続人間で争いが起きます。「もっとお金があったはずだ。お父さんは年金があったし、前に土地を処分した時の売却代金が残っていないのはおかしい、相続を開始して預貯金の残高を取ってみたら数万円しかない。誰が使ったんだ」ということで、大変な問題になってしまいます。

また、「財産を管理してあげる」といって、まだ親が元気なうちから管理権を奪い合ったり、「早く遺言を書け」と求めたりする争いが生じています。

あるいは、老後面倒を見てくれることを期待して、一人の子供に財産を生前に贈与してしまったところが、期待に反して面倒見てくれないということもよくあります。たとえば、長男と一緒に住むための住まいを建てるときに、ただ単にその頭金を出してあげるとか半分出してあげますというかたちでお金を出してしまうと、後でトラブルが起きます。贈与するにしてもやり方があるわけで、「自分の老後の面倒を見てくれるのであれば、それを条件に建築資金の半分を出す」というように、負担付贈与契約をしておかないといけないということです。

生前贈与については、本当にその人の真意によって贈与されたのかということが争われることもよくあります。高齢になりますと、だんだん判断能力が衰えてきます。痴呆になり始めたとかアルツハイマーにかかり始めたときには、まだらボケといいまして、正常な時とだめな時が出てくる人もいます。たとえば、外にいる時は正常なのに、家に帰ってくるとどうもおかしくなってしまう人もいます。銀行に行って、自分でちゃんと窓口で手続きしてお金を引き出してきたが、家へ帰ってからそれを誰にあげたかわからない、このような場合、本人の正常な判断のもとに贈与したのかどうか、後で争いになるケースがあります。

実はこの間、調停協会の「法の日」の法律相談

があったときに、ある娘さんが相談にきました。80歳の母が歯医者さんに行って歯を治療したが、治療費を支払っていないといって、その歯医者さんから14万円の請求が来た、ところが、母は支払ったと言うし、保険を使って14万というのは高過ぎはしないかと、その娘さんは言うわけです。そこで私は、素材によっては保険のきかない治療もありますから、「よくそのへんのところは聞いたんですか。失礼ですけど、お母さんにボケとかなにかないんですか」と聞きますと「いや、家ではときどきボケるけれども、外では全く正常で、きちんと聞いてるはずだ」と言うんですね。「歯医者さんに行って14万も払ったのなら領収書があるでしょうし、お母さんは14万もの大金をいつも持って歩く人ですか」と聞いたら、「いやあ、せいぜい持っけていても数万で、そんな14万も持ってるはずがない」「それならやっぱりお母さんの思い違いじゃないでしょうか」と申し上げたんですけども、そういうことも結構あるようです。

ところで、法的に意味ある行為をする能力を民法上行為能力と言うのですが、行為能力のない人のやった行為は取り消しができます。又、ボケてしまって心神喪失の状態にある場合は意思能力がないと言います。そういう人はもちろん行為能力もないということになりますけれども、意思能力が全くない人が契約したものは法律的には無効になってしまいます。ですから、契約をするときに意思能力はあったのか、行為能力があったのか、非常に重要になってきます。

高齢者の財産管理の問題点の2つ目は、独り暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯における消費者被害です。10数年前に起きた豊田商事事件では、退職金で金の延べ棒を買わされてしまったけれども、金庫を開けてみると、木の棒にメッキしたものが1～2本出てただけということで大変な問題になったことがありました。いまでも、健康食品だとか、マットレスだとか、鍋釜に至るまで、高齢者の財産を狙う悪徳商法や訪問販売の被害は非常に多いですし、投資信託にもその類のものがあって、そういう消費者被害にあう高齢者がかなりいらっしゃいます。

3つ目は施設入所者の問題です。有料老人ホームその他の施設に入るときに、預貯金通帳をその

施設に預けて、費用はそこから自動的に引き落とすという取り扱いをすることがありますが、それを施設の者が横領してしまうようなことも結構あります。

この間は家庭裁判所が選んだ後見人が被後見人の財産を着服してしまったということがありまして、家庭裁判所自体もその後見人を選んだ責任があるのではないかと、国家賠償責任があるのではないかとというようなケースもありました。

このように、せっかく老後のために財産を蓄積しても、身近な者に着服されてしまったり、悪徳商法で取られたり、高齢者の財産は危険にさらされているというのがいまの現状です。高齢者の中には、財産管理を人に任せられないとあって、かたつむりみたいに自分の財産を全部持ち歩いている人もいます。あるいは、どこにしまったかわからなくなって、いつも一緒にいるお嫁さんに取られたとか言いだして、家庭内トラブルを起こしてしまう人もいます。

高齢者の財産や収入というのは今後一生涯の生活を支えていく重要なものですから、高齢者の生活を守るためには、高齢者の財産管理能力の減退を補って、財産が本当にその高齢者のために適切に管理・運用し、使われることを保障する制度が必要となります。そこで、新たな成年後見制度が平成12年4月1日に発足しました。

成年後見制度というのは未成年後見制度に対するもので、20歳までの未成年者の場合、親がいるときには親の親権に服するわけですがけれども、両親とも亡くなってしまったとか、離婚して片親になったときに、親権を行使している人が亡くなってしまったとか精神に異常を来して親権を行使できなくなってしまったとかという場合、裁判所が親権者の代わりに後見人を付すこととなります。それが未成年後見です。

皆さんは、禁治産宣告、準禁治産宣告という言葉をお聞きになったことがあるでしょうか。常時心神喪失状態にある者については禁治産宣告という制度が心神耗弱状態にあたり、浪費家については準禁治産宣告という制度が民法にありました。

この宣告を受けますと、禁治産者は行為能力をすべて奪われてしまい、選挙権も失いました。又、「何年何月何日、どここの家庭裁判所で禁治産

宣告を受けた」ということが戸籍に載ってしまう。ですから、戸籍を汚したくないということで、実際にはこの制度はあまり機能しませんでした。むしろ、悪用されるケースが多かったのです。

そこで、そういう人であっても、自分でスーパーに行って自分の好きなジュースを買ってくるような残存能力はあるわけですから、その残存能力を活かしましょう、判断能力が減退しているけれども、ある程度判断できるのであれば、その人の自己決定権を尊重しましょうということがあって、民法の改正で禁治産宣告、準禁治産宣告はなくなりまして、代わりに成年後見制度が設けられたわけです。

欧米諸国では、ノーマライゼーションといたしまして、痴呆、知的障害、精神障害があっても、健常者と同じような生活をなるべくさせましょう、隔離するのではなくて、一般社会の中でみんなと一緒に生活しましょうと、自己決定権の尊重、社会参加の促進、残存能力の活用、そういうことが以前から叫ばれていますけれども、日本の場合はこれまで、能力のない人は禁治産宣告をして何もさせないようにしようということだったわけです。それが成年後見制度に変わりました、後見人がついてる人でも、自分で日常生活に必要なものを買ったり、お小遣いを自由に使ったりすることができるようになったということです。

一言で言えば、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害など、判断能力の不十分な人たちを後見する、保護・サポートするための制度がこの成年後見制度ということになるわけです。

例えば、財産を持っている高齢者がアルツハイマーになってしまった、あるいは要介護・寝たきり老人になってしまった時に、その人の名義の不動産を処分して介護費用に充てたいといっても、本人がすでに売買契約をどうするのかという判断能力が全くないわけですから、その人の名義の財産であっても処分できないこととなります。そういう人たちのために、後見人を裁判所に選んでもらい、その後見人が代理をして被後見人の財産を処分して、それをその本人の介護のために充てる、入院治療費に充てる、老人ホームの入所費用に充てるとかいうように、そういうかたちで運用することになります。

本人が、判断能力が不十分になったときのことを事前に決めておかなかった場合の法定後見制度には、3つの類型があります。家庭裁判所は、申立てにより判断能力を欠く状況にある人を成年被後見人、判断能力が著しく不十分な人を被補佐人、それより軽度な人を被補助人とし、それぞれ成年後見人、保佐人、補助人を選任します。判断能力が全くないのか、著しく不十分なのか、軽度なのか、その程度の差はお医者さんの診断に任せられますので、申立てにはお医者さんの鑑定、診断書等を付して申請することになります。この手続きについて詳しく説明している時間はありませんが、裁判所の窓口で聞けば詳しく教えてくれます。

成年後見制度の一番の目玉として、任意後見契約に関する法律というのが新しく創設されまして、任意後見制度というのが同じ平成12年の4月1日にスタートいたしました。これは、判断能力が十分にある間に、あらかじめ自分で選んだ人と任意後見契約を結んでおいて、自分の判断能力が不十分になったときに家庭裁判所が後見監督人を選任することによって効力が発生するものです。元気で頭がまだはっきりしているうちに、弁護士なり、税理士なり、第三者と、「自分がアルツハイマーになったとか痴呆症になって判断能力が衰えたときは、私に代わって財産管理をしてください。身の監護をしてください。私がこうなったら、日大病院にぜひ入れてほしい」ということを契約しておきます。この契約は口約束や単なる私文書ではだめで、必ず公証役場に行って公正証書で契約を結ぶことが要件になっています。そして、判断能力が衰えてしまったときに、家庭裁判所に後見監督人を選任してくださいという申立てをして、裁判所が後見監督人を選任することになります。高齢者の財産が不正に使われないように、裁判所が後見監督人を選んで、その監督人が後見人を監督する、財産目録や収支計算書、管理報告書などを出させるということも含めて、裁判所が後ろ楯になってきちんと運用させるという制度です。

この任意後見制度の利用状況ですが、2001年日本公証人連合会委員会の統計によりますと、全国の公証人550人にアンケート調査を行った結果、2000年4月1日の制度施行以来、2001年6月15日までの1年余りの期間内に任意後見の登記があったとして法務省が把握しているものが

1013件あったということです。女性が70%、男性が30%で、女性の利用率が高くなっています。年齢構成では、50歳未満が2%、50歳以上60歳未満が4%、60歳以上70歳未満が11%、70歳以上80歳未満が36%、80歳以上90歳未満が40%、90歳以上が7%と、50歳から上は90歳以上の人まで、各年代の人達がこの制度を利用されているようです。

身寄りのない高齢者、子どもはいるけれども一緒に住んでいないとか、子どもに財産の管理を任せておいたのでは心配だとか、そういう人たちが第三者との間で契約をしておく。弁護士だとか税理士だとか司法書士さんだとか、もちろん全くそういう肩書のない人でもいいんですけども、あらかじめ自分の選んだ人と任意後見契約をしておけば、自分がある日突然倒れて何がなんだかわからなくなった、アルツハイマーや痴呆症になってしまっても、任意後見人が病院に入院させたり、身辺監護も含めて、その人の財産で治療監護に当たることになるわけです。

任意後見人制度を利用するまでもないという人には、財産管理人になってもいいですよという名簿に登録された弁護士を弁護士会が紹介するというサービスもあります。この場合は、弁護士会が監督的な立場に立って、弁護士と任意に財産管理に関する契約をすることになります。法的には委任契約になります任意契約ですから、内容は自由です。財産を全部管理するのではなくて、普段の生活費の出し入れは自分が持っている預貯金通帳でやるから、定額預金と不動産だけは管理してくださいとか、死亡したときの葬儀はこうしてくださいとか、公序良俗に関しない限り、どのような内容でも契約できます。

任意後見制度を利用するか、委任契約を利用するかは、その人の生き方とか財産の内容によって違ってくるとは思いますが、自由に選んで構わないということです。

なお、被後見人、被補佐人、被補助人になった人の名簿は東京の法務局に集中されています。

昔の禁治産、準禁治産は戸籍謄本に載ったために、いろいろな弊害があって、制度自体あまり利用されませんでしたので、いまは東京法務局に「成年後見の登記」というのが戸籍謄本とは別に備えつけられていて、そこに全国の名簿が搭載さ

れているわけです。皆さんも自分が被後見人などになっていないことの証明を取りたいというときには、大手町合同庁舎の東京法務局民事行政部後見登録課に申請用紙がありますので、試しに取ってみてください。そうすると、きちんと審査して、「あなたは登記されていない」、つまり自分が被後見人などになっていないことの証明書を交付してくれます。20歳以上であれば誰でも後見人になる可能性があるわけですから、そのときにはその証明書が必要になります。

皆さんがもし、自分の財産が心配だ、自分が判断能力がなくなってしまったときに自分の財産が親族とか身近な者に勝手に使われてしまわないか、自分の財産管理能力が減退したときにはどうしたらいいだろうと思われるようでしたら、ぜひ任意後見制度を利用して財産管理契約を結んでおかれることをお勧めします。もちろん、そうならないように、最後まで十分な判断力があるように、心身を鍛えるほうが大事だとは思いますが。

後見人の具体的な事務としては、財産管理、身上監護、居所指定、医療行為の同意というのが主なものです。たとえば介護が必要になれば、介護保険制度の手続きも含めて、全部やることになります。もちろん後見人が自分で介護する必要はありません。後見人が適当な人を選んで、その人たちを履行補助者として介護し、その費用は被後見人の財産から出すということになります。最近弁護士会などでよく相談を受けるのは後見人による医療行為の同意です。手術をする際に、同意していいかどうか。これは難しい問題で、同意して医療ミスで手術の後で死亡した場合どうするのか、私たちの勉強会でも話題になることがあります。後見事務はこれに限らず、任意後見であればそのほかいろいろなことができます。自分の亡くなった後の葬儀の出し方とか遺言の相談とか、さまざまながあります。

そこで最後に遺言の勧めですが、遺言はやはり老後の強力な武器になることは確かで、それは結局、自分の老後をそれぞれがどのように設計するかということにかかわってくると思います。自分の財産がプラス・マイナス・ゼロになって事切れる、借金だけ残っている、これが一番理想的な生

き方ですけれども、現実にはなかなかそうはいきません。残った財産は、遺言がなければ、法律にのっとって相続人に渡ってしまう。介護してくれた子どもも、全く介護しないで、風の便りに親が亡くなったと聞いて財産だけもらいに来る子どもも、みんな同じようにもらう権利があるわけです。ですから、「自分を最後まできちんと介護してくれた者にだけ財産を残す」という遺言書をきちんとつくって、親不幸な子や親の遺産のことばかり言うような子どもには財産をやらない。

実際にいま介護してくれている者に財産を相続させるために、ほかの者には遺留分の放棄をお願いしておくとかしておけば、一所懸命介護した人の労に報いることにもなりますし、自分も手厚い介護を受けられる。これはこれからの高齢化社会を生きる生活の知恵ではないかと私は考えるのですが、皆さんはいかがでしょうか。

遺言は思い立ったらすぐに書いてくださいと皆さんに言いながら、実は私はまだ書いていませんが、老後は子どもに面倒を見てもらいたいと思う人は遺言を書く必要がありますね。もちろん、子どもは子ども、親は親とクールに割り切って、子どもの世話になどなりたくないという人も結構いらっしゃると思います。

平成12年4月1日からスタートした介護保険制度を利用して、契約で自分の老後の福祉を買う。自分のレベルに合った介護を自分で自由に企画してから、自分のお金で契約して介護サービスを受けるから、老後は子どもに面倒を見てもらう気はないという人は、遺言は書かなくてもいいかもわかりませんが、子どもの世話になりたいとか財産を子どものために残したいと思う人は、やはりきちんと遺言書を作成しておかれることをお勧めします。遺言というのはべつに難しいものではありません。たとえば「自分を最後まで誠実に介護してくれた人に財産を相続させる」という1行で十分です。

遺言とは少し離れますが、いま二世帯住宅の悲劇というのが増えています。二世帯住宅というのは、最初はバラ色に見えるそうですね。子どもと一緒に住めば、孫もいるし、老後も寂しくないということで、親の土地に息子が建物を建てる。お父さんは退職金をつぎ込んで、息子のほうは住宅ローンでお金を借りて、親子共有名義で建てる

か、いろいろなパターンの二世帯住宅があります。最初はいいんですけれども、生活のリズムも違いますから、だんだん問題が出てくるわけです。息子夫婦に子どもができる。孫も、最初はかわいいんですが、運動量が次第に増えてきて、障子をぶち抜いたり、新しい建物を傷つけたりする。静かに暮らそうと思っているのに、上でどんどん騒ぐ。孫を叱ると、そのお母さんであるお嫁さんが夫にグチを言う。息子も疲れて帰ってきたところへ親の悪口を言われると面白くない。嫁姑の問題も出てくる。溝がだんだん深くなって、なんとなく家族全体がぎくしゃくして、ある日突然切れてしまうということも結構あるわけです。

特に、台所は1つ、トイレも1つ、お風呂場も1つという二世帯住宅はまずいですね。台所が1つのところに主婦が2人いれば、しょっちゅう顔を合わせるようになりますので問題も起きやすい。ですから、台所、トイレ、風呂場は別にして、さらに外階段をつけてお互いの住まいを行き来できないようにするとか、行き来はできても中の階段には鍵をかけておくとか、建物の設計段階から工夫しないと、バラ色のはずの二世帯住宅がかえって悲劇を生むことになってしまいます。

不幸にして起きてしまった悲劇のケースとして、父親の土地の上に息子名義の建物を建てて住んでいたが仲が悪くなり、その揚句に父親が息子を被告として「おれの土地だから、おまえの建物を収去して出ていけ」という建物収去土地明渡請求事

件という訴訟を起こし、息子のほうは「おれの建物だから、親は建物を明け渡せ」と父親を被告として反訴を起こし、親子で法廷の場で争うということも起きてきます。

結局最終的にはどうなるかといいますと、和解ができれば一番いいですけれども、余りにも傷口が大きくなってしまおうと収拾がつかず、親子の断絶にもなりかねません。

老後の生活の理想と見えるような二世帯住宅も、お互い干渉しないとか孫の教育には口を出さないとか、いろんなことを考えて生活しないと悲劇を生んでしまいます。ですから、これからは子どもにはできるだけ頼らない。その代わり、子どもに対しては教育を受けさせて社会に出してあげれば、それで親の役割は完了。親が子供の面倒を見るのはそこで終わったのですから、その後は自分のために、あるいは自分と妻のために財産をうまく維持・管理していくことが必要になってくるだろうと考えています。

ざっくばらんととりとめのないお話をしてしまいましたけれども、老後を豊かに送る為にはある程度の蓄えを持ち、これを自分の為にも有効に使うことを考えなければならない、大切な老後の資金をどのように管理したら良いのか、等々の参考にしていただけたらと思います。

御静聴ありがとうございました。